

1. (取扱店の範囲)

この預金は当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外で取扱うときは、必ず通帳を、提出してください。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証、その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れれます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかににかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって扱います。
- (5) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れれます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還期限の経過後その決済を確認したうえでなければ、預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼をうけたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、当金庫所定の手続きをしてください。
- (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

6. (利 息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000 円以上について、付利単位を 100 円として、毎年 3 月と 9 月の当金庫所定の日に、店頭表示の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は当金庫任意の日に変更し、新利率は当金庫が定めた日から適用します。

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 通帳を失った場合の通帳の再発行もしくは預金口座の解約、または、印章を失った場合の預金の払戻しは、当金庫所定の手続きをした後に行ないます。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。また、通帳を再発行する場合は、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (3) 預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

8. (印鑑照合)

払戻請求書または諸届書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も、同様に書面により直ちに金庫に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前 2 項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. (預金者の相続開始)

- (1) 預金者について相続が開始された場合は、民法の定めにより預金債権の正当な承継者または受遺者に対して払戻手続をとるものとします。
- (2) 第 3 条第 1 項による処理は、預金者の相続開始により振込金を仕向銀行に返却します。
- (3) 預金者との間で締結した口座振替契約は、預金者の相続開始によりその取扱を終了します。
- (4) 第 1 項に基づき預金債権の全額を払戻した際は、当該預金口座を閉鎖・解約するものとし、その手続は預金債権の払戻を受けた者との間で行うものとします。

11. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他の取引にかかるといえる権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式によります。

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、口座開設申込者が第 14 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 14 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

13. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

14. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当店で申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができますものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかににかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第 11 条第 1 項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ⑥ 上記①から⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
 - ⑦ 第 13 条に定める取引の制限等に係る事象が一定期間に渡って解消されない場合

- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この取引の停止または解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- ① 預金者または代理人が、口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 公然と事実を摘示し、当金庫の名誉を毀損し、または風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、もしくは当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金が、当金庫が定める一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うものとします。
- (5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳、お届印を持参のうえ、当店にお申出ください。この場合、当金庫は相当期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求める場合があります。
- 15. (通知等)**
届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- 16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)**
(1) この預金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 総合口座取引規定に基づく他の預金について、当該他の預金に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと、他の預金に係る最終異動日等
- 17. (休眠預金等代替金に関する取扱い)**
(1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
- ① この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ② この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項に基づく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと
- 18. (保険事故発生時における預金者からの相殺)**
(1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については、当金庫は請求しないものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
- 19. (手数料の取扱い)**
(1) 未利用口座管理手数料
① 未利用口座管理手数料は当金庫が別途定める未利用口座が対象となります。
- ② この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。
 - ③ この預金口座が未利用口座となればかつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。
 - ④ この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することができるものとします。
 - ⑤ 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。
 - ⑥ 解約された口座の再利用はできません。

(2) その他手数料

- ① この預金の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合にも、当該手数料は当金庫所定の方法により引落しいたします。
- ② 前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかった場合、当金庫は当金庫所定の方法により口座を解約することができるものとします。

20. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(2020 年 4 月 1 日現在)

1.（取扱店の範囲）

この預金は当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外で取扱うときは、必ず通帳を、提出してください。

2.（証券類の受入れ）

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証、その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかににかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって扱います。
- (5) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3.（振込金の受入れ）

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4.（受入証券類の決済、不渡り）

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還期限の経過後その決済を確認したうえでなければ、預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼をうけたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

5.（預金の払戻し）

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、当金庫所定の手続きをしてください。
- (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

6.（利息）

この預金には、利息をつけません。

7.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 通帳を失った場合の通帳の再発行もしくは預金口座の解約、または、印章を失った場合の預金の払戻しは、当金庫所定の手続きをした後に行ないます。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。また、通帳を再発行する場合は、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (3) 預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

8.（印鑑照合）

払戻請求書または諸届書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も、同様に書面により直ちに金庫に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10.（預金者の相続開始）

- (1) 預金者について相続が開始された場合は、民法の定めにより預金債権の正当な承継者または受遺者に対して払戻手続をとるものとします。
- (2) 第3条第1項による処理は、預金者の相続開始により振込金を仕向銀行に返却します。
- (3) 預金者との間で締結した口座振替契約は、預金者の相続開始によりその取扱を終了します。
- (4) 第1項に基づき預金債権の全額を払戻した際は、当該預金口座を閉鎖・解約するものとし、その手続は預金債権の払戻を受けた者との間で行うものとします。

11.（譲渡、質入れ等の禁止）

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式によります。

12.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、口座開設申込者が第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

13.（取引の制限等）

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローndリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローndリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

14.（解約等）

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印鑑を持参のうえ、当店で申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができますものとし、なお、通知により解約する場合、到達のいかににかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローndリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ⑥ 上記①から⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
 - ⑦ 第13条に定める取引の制限等に係る事象が一定期間に渡って解消されない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この取引の停止または解約によって生じた損害につい

ては、当金庫は責任を負いません。

- ① 預金者または代理人が、口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 公然と事実を摘示し、当金庫の名誉を毀損し、または風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、もしくは当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金が、当金庫が定める一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うことができます。
- (5) 前3項より、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳、お届印を持参のうえ、当店にお申出ください。この場合、当金庫は相当期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求める場合があります。

15. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 総合口座取引規定に基づく他の預金について、当該他の預金に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと 他の預金に係る最終異動日等

17. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ① この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ② この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項に基づく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

18. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については、当金庫は請求しないものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

19. (手数料の取扱い)

- (1) 未利用口座管理手数料
 - ① 未利用口座管理手数料は当金庫が別途定める未利用口座が対象となります。
 - ② この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。
 - ③ この預金口座が未利用口座となればかつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。
 - ④ この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することができるものとします。
 - ⑤ 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。
 - ⑥ 解約された口座の再利用はできません。
- (2) その他手数料
 - ① この預金の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合にも、当該手数料は当金庫所定の方法により引落しいたします。
 - ② 前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかった場合、当金庫は当金庫所定の方法により口座を解約することができるものとします。

20. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(2020 年 4 月 1 日現在)

1. (総合口座取引)

- (1) 次の取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。
 - ① 普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じ。）
 - ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）
 - ③ 国債等公共債（以下「国債等」といいます。）保護預り
 - ④ 第2号の定期預金または第3号の国債等を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号から第3号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

2. (取扱店の範囲)

- (1) 普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。
- (2) 定期預金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも取扱います。ただし、その解約または書替継続は本店のみで取扱います。
- (3) 国債等の預入れ、引出しまたは保護預りの解約等は本店のみで取扱います。

3. (定期預金の自動継続)

- (1) 定期預金は満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。
- (4) 第15条第3項および第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は第1項および第2項による自動継続を停止することができるものとします。

4. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。
- (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。
- (3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻することができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

5. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金（但し、利息を付さない旨の約定のある普通預金を除きます。）の利息は、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることではできません。

6. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金および国債等を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、次の第1号の金額と第2号の金額の合計額とします。
 - ① この取引の定期預金の合計額の90%または500万円のうちいずれか少ない金額。
 - ② この取引の国債等のうち利付国債、政府保証債、地方債についてはその額面合計額の80%と割引国債についてはその額面合計60%との合計額、または200万円のうちいずれか少ない金額。ただし、国債等の額面額に乘じる割合は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、変更日および変更後の割合は店頭に表示し、それにより貸越金が新極度額をこえることとなるときは、当金庫からの請求がありたい直ちに新極度額をこえる金額に見合う国債等を担保に差入れるか、または、新極度額をこえる金額を支払ってください。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7. (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金または国債等があるときは、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。
 - ① この取引の定期預金には、その合計額について556万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
 - ② この取引の国債等は、その種類ごとに次の金額を限度とし、かつ前条第2項第2号の金額を担保するに足りるまで貸越金の担保として差入れられ、その国債等（その国債等が混蔵保管の方法により寄託されている場合にはその共有持分権その他いっさいの権利）は担保としてその引渡しを受けます。
 - A. 割引国債を担保とする場合……………335万円
 - B. 利付国債を担保とする場合……………250万円
 - C. 政府保証債を担保とする場合……………250万円
 - D. 地方債を担保とする場合……………250万円
- (2) この取引に定期預金または国債等があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となるものがあるときは、次により取扱います。
 - ① 定期預金を担保とする貸越利率と国債等を担保とする貸越利率が同一の場合には、まず、定期預金を担保とします。
 - ② 貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその預入日）の早い順序に従い担保とします。
 - ③ 国債等が数種ある場合はその次の順序に従い担保とします。なお、同種の国債等が数口ある場合には償還期日の早い順、償還期日が同じ場合には取扱番号の若い順とします。
 - A. 割引国債
 - B. 利付国債
 - C. 政府保証債
 - D. 地方債
- (3) ① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項第1号により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の金額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
- ② 貸越金の担保となっている国債等について、引出し、買取り、償還または（仮）差押があった場合には、前条第2項第2号により算出される金額については、引出し、買取り、償還または（仮）差押にかかる国債等の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
- ③ 前各号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。この支払いがあるまで前号の（仮）差押にかかる国債等についての担保権は引続き存続するものとします。

8. (貸越金利息等)

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を1円とし、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
 - A. 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
 - その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率
 - B. 自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合
 - その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - C. 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
 - その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - D. 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合
 - その変動金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - E. 国債等を貸越金の担保とする場合

店頭掲示の総合口座貸越利率表記載の貸越利率

- ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期預金の全額の解約、国債等の全部の引出し、買取りまたは償還により、定期預金および国債等のいずれの残高も零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 国債等を担保とする貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。
- (3) 国債等保護預りの口座管理手数料は、担保差入後も引続き支払ってください。
- (4) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%（年365日の日割計算）とします。

9.（国債等の償還金等の受入れ）

この取引の国債等の償還金および利息の支払いがある場合に貸越残高があるときは、保護預り規定（国債等公共債）にかかわらず、当金庫がこれを受けとり、この取引の普通預金へ入金します。また、この取引の国債等の買取代金の支払いがある場合に貸越残高があるときも同様とします。

10.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、保証人を求めることがあります。また、通帳を再発行する場合は、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (3) 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

11.（印鑑照合等）

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

12.（即時支払）

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元金等があるときは、当金庫からの請求がなくとも、それらを支払ってください。
 - ① 支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立てがあったとき
 - ② 相続の開始があったとき
 - ③ 第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において住所が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - ① 当金庫に対する債務の一でも返済が遅れているとき
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

13.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、口座開設申込者が第15条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第15条第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

14.（取引の制限等）

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローndリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローndリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

15.（解約等）

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。当金庫から普通預金口座を解約された場合には、通帳を提出してください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元金等があるときはそれらを支払ってください。なお、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書を発行し、国債等の残高があるときは別途に保護預り証書を発行します。
- (2) 第12条各号の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金取引を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。この取引を解約した場合において、貸越元金等があるときはそれらを支払ってください。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第18条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローndリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ⑥ 上記①から⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
 - ⑦ 第14条に定める取引の制限等に係る事象が一定期間に渡って解消されない場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの取引を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この取引の停止または解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
 - ① 預金者または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ② 預金者または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 公然と事実を摘示し、当金庫の名誉を毀損し、または風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、もしくは当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

16.（差引計算等）

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次の通り取扱うことができるものとします。

- ① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元金等の弁済にあてることもできます。
 - ② この取引の国債等については、事前に通知することなく、これを一般に適当と認められる方法、時期、価額等によって処分のため、その取得金から諸費用を差し引いた残額を債務の弁済にあてることのできるものとします。
 - ③ 前号によるほか、事前に通知のため、一般に適当と認められる価額、時期等によって債務の全部または一部の弁済に代えて、この国債等を取得することのできるものとします。
 - ④ 前各号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
 - (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。
- 17. (成年後見人等の届出)**
- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・後見が開始された場合も、同様に書面により直ちに金庫に届出てください。
 - (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
 - (3) すでに補助・後見・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
 - (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
 - (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 18. (譲渡、質入れの禁止)**
- (1) 普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
 - (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。
- 19. (保険事故発生時における預金者からの相殺)**
- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと、相殺することができます。なお、この預金が第7条第1項第1号より貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
 - (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定のため、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、相殺により貸越金が増加額をこえることとなる場合には、増加額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。
 - ② 前号の充当指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することのできるものとします。
 - (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金などについては、当金庫は請求しないものとします。
 - (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
 - (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金に期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することのできるものとします。
- 20. (手数料の取扱い)**
- (1) 未利用口座管理手数料
 - ① 未利用口座管理手数料は当金庫が別途定める未利用口座が対象となります。
 - ② この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。
 - ③ この預金口座が未利用口座となりかつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。
 - ④ この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することのできるものとします。
 - ⑤ 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。
 - ⑥ 解約された口座の再利用はできません。
 - (2) その他手数料
 - ① この預金の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合にも、当該手数料は当金庫所定の方法により引落しいたします。
 - ② 前項にかかわらず当該手数料の引落としができなかった場合、当金庫は当金庫所定の方法により口座を解約することのできるものとします。
- 21. (規定の変更等)**
- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
 - (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(2020年4月1日現在)

1. (預入れの最低金額)

この預金の預入れは1口500円以上とします。預入れのときは必ず通帳を持参してください。

2. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。
- (4) 第7条第3項および第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は第1項および第2項による自動継続を停止することができるものとします。

3. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います
 - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。
満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
 - ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含む。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

4. (利 息)

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約日）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満 通帳記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上 通帳記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）
- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。
- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金または元金に組入れます。
- (4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金を第7条第1項、第3項または第4項のいずれかの規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満	解約日における普通預金の利率
② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第7条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の開設をお断りするものとします。

6. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

7. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ⑥ 上記①から⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
 - ⑦ 第6条に定める取引の制限に係る事象が一定期間に渡って解消されない場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
 - ① 預金者または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ② 預金者または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為

- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 公然と事実を摘示し、当金庫の名誉を毀損し、または風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、もしくは当金庫の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失った時、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときには、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。また、通帳を再発行する場合は、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (3) 預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

9. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、これらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も、同様に書面により直ちに金庫に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

12. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - ② 総合口座取引規定に基づく他の預金について、当該他の預金に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと
他の預金に係る最終異動日等

13. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をする
ことについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ① この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ② この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項に基づく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 第3条第1項および第2項にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に債務者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については、当金庫は請求しないものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします

以 上
(2022年2月1日現在)

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）

1.（自動継続）

- (1) この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- (4) 第5条第3項および第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は第1項および第2項による自動継続を停止することができるものとします。

2.（利 息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、2.（1）および（2）において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については上記1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率に70%を乗じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
 - A 中間払利息を現金で受取る場合には、中間利払日以後に当金庫所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
 - B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
 - C 中間払利息を定期預金とする場合には、中間払利息にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。満期払利息および中間利息定期預金の利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由型金利2年定期預金（M型）に継続します。
 - ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
 - A 現金で受取る場合には、当金庫所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
 - B 預金口座へ振替える場合には、各中間利払日に指定口座へ入金します。満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合にこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) この預金を第5条第1項、第3項または第4項のいずれかの規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払利息が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
 - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満 約定利率×50%
 - C 1年以上3年未満 約定利率×70%
 - ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満 約定利率×40%
 - C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
 - D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
 - E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
 - F 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%
 - ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満 約定利率×40%
 - C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
 - D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
 - E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
 - F 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
 - G 3年以上5年未満 約定利率×90%
 - ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満 約定利率×30%
 - C 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
 - D 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
 - E 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
 - F 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
 - G 3年以上4年未満 約定利率×80%
 - H 4年以上5年未満 約定利率×90%
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金は、第5条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の開設をお断りするものとします。

4.（取引の制限等）

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローダリング、テロ資金供与、または経済制裁

関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができますものとし、なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとし、
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ⑥ 上記①から⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由もなく当金庫からの確認の要請に応じない場合
 - ⑦ 第4条に定める取引の制限等に係る事象が一定期間に渡って解消されない場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとし、なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
 - ① 預金者または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ② 預金者または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 公然と事実を摘示し、当金庫の名誉を毀損し、または風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、もしくは当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失った時、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときには、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。また、通帳を再発行する場合は、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (3) 預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

7. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、これらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も、同様に書面により直ちに金庫に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

10. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、上記2.の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、次のように取扱います。
 - ① 印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

11. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとし、
 - ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とし、
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - ② 総合口座取引規定に基づく他の預金について、当該他の預金に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと
他の預金に係る最終異動日等

12. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
- ① この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ② この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項に基づく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に債務者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異義を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することのより発生する損害金等については、当金庫は請求しないものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(2022年2月1日現在)

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（複利型）

1.（自動継続）

- (1) この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- (4) 第5条第3項および第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は第1項および第2項による自動継続を停止することができるものとします。

2.（利 息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については上記1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を第5条第1項、第3項または第4項のいずれかの規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満 約定利率×40%
 - C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
 - D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
 - E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
 - F 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%
 - ② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満 約定利率×40%
 - C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
 - D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
 - E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
 - F 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
 - G 3年以上5年未満 約定利率×90%
 - ③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満 約定利率×30%
 - C 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
 - D 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
 - E 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
 - F 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
 - G 3年以上4年未満 約定利率×80%
 - H 4年以上5年未満 約定利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金は、第5条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の開設をお断りするものとします。

4.（取引の制限等）

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

5.（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ⑥ 上記①から⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
 - ⑦ 第4条に定める取引の制限等に係る事象が一定期間に渡って解消されない場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
 - ① 預金者または代理人が、暴力団員、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ② 預金者または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為

- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 公然と事実を摘示し、当金庫の名誉を毀損し、または風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、もしくは当金庫の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失った時、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときには、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。また、通帳を再発行する場合は、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (3) 預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

7. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうは、これらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も、同様に書面により直ちに金庫に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

10. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - ② 総合口座取引規定に基づく他の預金について、当該他の預金に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと
他の預金に係る最終異動日等

11. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ① この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ② この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項に基づく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に債務者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の方法がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については、当金庫は請求しないものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(2022年2月1日現在)

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- (4) 第5条第3項および第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は第1項および第2項による自動継続を停止することができるものとします。

2. (利 息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、2. (1) および (2) において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については上記1. (2) の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率に70%を乗じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。
 - ② 中間払利息（中間払利息が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。
 - (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
 - A 現金で受取る場合には、当金庫所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
 - B 預金口座へ振替える場合には、各中間利払日に指定口座へ入金します。
 満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
 - (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
 - (4) この預金を第5条第1項、第3項または第4項のいずれかの規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払利息が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
 - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×50%
C 1年以上3年未満	約定利率×70%
 - ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F 2年6か月以上4年未満	約定利率×90%
 - ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F 2年6か月以上3年未満	約定利率×80%
G 3年以上5年未満	約定利率×90%
 - ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×30%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
F 2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
G 3年以上4年未満	約定利率×80%
H 4年以上5年未満	約定利率×90%
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第5条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の開設をお断りするものとします。

4. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - ③ この預金マネー・ローダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的

に認められる場合

- ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ⑥ 上記①から⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
 - ⑦ 第4条に定める取引の制限等に係る事象が一定期間に渡って解消されない場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- ① 預金者または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ② 預金者または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 公然と事実を摘示し、当金庫の名誉を毀損し、または風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、もしくは当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失った時、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときには、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。また、通帳を再発行する場合は、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (3) 預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

7. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、これらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に書面により直ちに金庫に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

10. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - ② 総合口座取引規定に基づく他の預金について、当該他の預金に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと
他の預金に係る最終異動日等

11. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ① この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ② この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項に基づく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと、相殺することができます。なお、この預金に債務者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については、当金庫は請求しないものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
- 13. (規定の変更等)**
- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(2022年2月1日現在)

自動継続変動金利定期預金規定（単利型）

1.（自動継続）

- (1) この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- (4) 第6条第3項および第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は第1項および第2項による自動継続を停止することができるものとします。

2.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。2. および3.（1）において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3.（利 息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
 - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数（以下「中間払日数」といいます。）および通帳記載の利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率、継続後の預金については上記1.（2）の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）に70%を乗じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間払利息（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
 - A 現金で受取る場合には、当金庫所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
 - B 預金口座へ振替える場合には、中間払日に指定口座へ入金します。
 - ② 中間払日数および約定利率によって計算した金額ならびに最後の中間払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間払利息が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を第6条第1項、第3項または第4項のいずれかの規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。
 - ① 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。
 - A 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - a 6か月以上1年未満 約定利率×50%
 - b 1年以上3年未満 約定利率×70%
 - B 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - a 6か月以上1年未満 約定利率×40%
 - b 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
 - c 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
 - d 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
 - e 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金は、第6条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の開設をお断りするものとします。

5.（取引の制限等）

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローndリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローndリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

6.（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合
 - ③ この預金者がマネー・ローndリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金者が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ⑥ 上記①から⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
 - ⑦ 第5条に定める取引の制限等に係る事象が一定期間に渡って解消されない場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
 - ① 預金者または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ② 預金者または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 公然と事実を摘示し、当金庫の名誉を毀損し、または風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、もしくは当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元金金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。また、通帳を再発行する場合は、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (3) 預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

8. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうは、これらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も、同様に書面により直ちに金庫に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

11. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - ② 総合口座取引規定に基づく他の預金について、当該他の預金に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと
他の預金に係る最終異動日等

12. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者等は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ① この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ② この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項に基づく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に債務者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、利率の変更の際に店頭に表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については、当金庫は請求しないものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(2022 年 2 月 1 日現在)

自動継続変動金利定期預金規定（複利型）

1.（自動継続）

- (1) この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- (4) 第6条第3項および第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は第1項および第2項による自動継続を停止することができるものとします。

2.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。2. および3.（1）において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3.（利 息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（上記2. により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については上記1.（2）の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を第6条第1項、第3項または第4項のいずれかの規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満	解約日における普通預金の利率
② 6か月以上1年未満	約定利率×40%
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金は、第6条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の開設をお断りするものとします。

5.（取引の制限等）

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローndリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローndリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

6.（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローndリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ⑥ 上記①から⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
 - ⑦ 第5条に定める取引の制限等に係る事象が一定期間に渡って解消されない場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
 - ① 預金者または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ② 預金者または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 公然と事実を摘示し、当金庫の名誉を毀損し、または風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、もしくは当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

7.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。また、通帳を再発行する場合は、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (3) 預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により

届出てください。

8. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうちは、これらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も、同様に書面により直ちに金庫に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

11. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - ② 総合口座取引規定に基づく他の預金について、当該他の預金に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと
他の預金に係る最終異動日等

12. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ① この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ② この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項に基づく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に債務者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、利率の変更の際に店頭に表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については、当金庫は請求しないものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(2022年2月1日現在)

追加規定（ゴールドカードローン用）

ゴールドカードローンをご利用の場合の担保預金の追加規定ですのでご熟読ください。

（当座貸越）

- (1) 当座貸越の限度額（以下「極度額」という。）は、この取引の定期預金の合計額の 90%または 1,000 万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (2) この取引の定期預金には 1,120 万円を限度に貸越金の担保として質権が設定されます。なお、定期預金が数口ある場合には、その利率の低い順序、かつ同利率のものがある場合には預入日（継続された場合はその継続日）の早い順序に従い担保とします。
- (3) 貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、その解約または（仮）差押にかかる定期預金の全額を除外し残りの定期預金につき第 1 項に規定する極度額を算出しなおし、第 2 項と同様の方法により貸越金の担保とします。この場合、貸越金
が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

（貸越金利息）

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を 1 円とし、毎年 3 月と 9 月の当金庫所定の日に、1 年を 365 日として日割計算のうえ貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は次のとおりとします。
 - A 自由金利型定期預金（M 型）を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金（M 型）ごとにその約定利率に年 0.75%を加えた利率
 - B 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年 0.75%を加えた利率
 - C 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合
その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年 0.75%を加えた利率
- ② 前号の組入れにより貸越極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる額を支払ってください。
- ③ この取引の定期預金の全額の解約により定期預金の残高が零となった場合には第 1 号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

- (2) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 14%（年 365 日の日割計算）とします。

（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前記（1）の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(2020 年 4 月 1 日現在)

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外で取扱うときは、必ず通帳を提出してください。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書、その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかににかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためにとくに費用を要する場合には、当金庫所定の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還期限の経過後その決済を確認したうえでなければ、預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、その金額を貯蓄預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼をうけたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (2) ご希望の払戻金額が預金残高をこえるときは払戻すことができません。

6. (自動受取り、自動支払い)

- (1) この預金口座は、給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。
- (2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをすることはできません。

7. (利 息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。以下同じ）1,000 円以上について、付利単位を 1 円として、所定の利率によって計算のうえ、毎年 3 月と 9 月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高は 6 段階とし、適用する利率は店頭に表示します。

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 通帳を失った場合の通帳の再発行もしくは預金口座の解約、または印章をそう失した場合の預金の払戻しは、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。また、通帳を再発行する場合は、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (3) 預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

9. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、これらの書類につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も、同様に書面により直ちに金庫に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前 2 項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. (預金者の相続開始)

- (1) 預金者について相続が開始された場合は、民法の定めにより預金債権の正当な承継者または受遺者に対して払戻手続をとるものとします。
- (2) 第 3 条第 1 項による処理は、預金者の相続開始により振込金を仕向銀行に返却します。
- (3) 第 1 項に基づき預金債権の全額を払戻した際は、当該預金口座を閉鎖・解約するものとし、その手続は預金債権の払戻を受けた者との間で行うものとします。

12. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式によります。

13. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、口座開設申込者が第 15 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 15 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

14. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローndリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローndリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

15. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当店で申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができますものとして。なお、通知により解約する場合、到達のいかににかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第 12 条第 1 項に違反した場合
 - ③ この預金者がマネー・ローndリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金者が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項に関し、偽りがあることが明らかになった場合

- ⑥ 上記①から⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
- ⑦ 第14条に定める取引の制限等に係る事象が一定期間に渡って解消されない場合
- ⑧ 当金庫において、この種類の商品を廃止する場合
- ⑨ その他相当の事由がある場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この取引の停止または解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- ① 預金者または代理人が、口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 公然と事実を摘示し、当金庫の名誉を毀損し、または風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、もしくは当金庫の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金が、当金庫が定める一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うものとします。
- (5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳、お届印を持参のうえ、当店にお申出ください。この場合、当金庫は相当期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求める場合があります。
- 16. (通知等)**
- 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- 17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)**
- (1) この預金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- 18. (休眠預金等代替金に関する取扱い)**
- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
- ① この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- ② この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ② 前項に基づく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと
- 19. (保険事故発生時における預金者からの相殺)**
- (1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については、当金庫は請求しないものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
- 20. (規定の変更等)**
- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上
(2022年2月1日現在)

1. (預金の目的、預入れ)

この預金は、国税または地方税（以下「租税」という。）納付の準備のためのもので、当金庫本支店でいつでも預入れができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受け入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文書等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかににかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還期限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を納税準備預金元帳から引落とし、その証券類は受入店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当金庫がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- (2) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してこの通帳とともに当金庫本支店に提出してください。
- (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当金庫は直ちに租税納付の手続をします。ただし、当金庫で取扱うことのできない租税については納付先宛の信用金庫振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。
- (4) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

6. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年 3 月と 9 月の当金庫所定の日に、店頭表示の納税準備預金利率によって計算のうえこの預金に組入れます。
- (2) 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、納税準備預金利率を適用することなく、その全額につき店頭表示の普通預金利率によって計算します。
- (3) 前 2 項の利率は金融情勢の変化により変更することがあります。
- (4) この利息には第 2 項の場合を除き所得税はかかりません。

7. (納税貯蓄組合法による特例)

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備預金（以下「納税貯蓄組合預金」という。）である場合は、預金の払戻しおよび利息につき次のとおり取扱います。

- ① 納税貯蓄組合預金は第 5 条第 1 項にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- ② 租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、第 6 条第 2 項の場合と同様に普通預金利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下の場合は、所得税はかかりません。

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。また、通帳を再発行する場合は、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (3) 預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

9. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に書面により直ちに金庫に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前 2 項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. (預金者の相続開始)

- (1) 預金者について相続が開始された場合は、民法の定めにより預金債権の正当な承継者または受遺者に対して払戻手続をとるものとします。
- (2) 預金者との間で締結した口座振替契約は、預金者の相続開始によりその取扱を終了します。
- (3) 第 1 項に基づき預金債権の全額を払戻した際は、当該預金口座を閉鎖・解約するものとし、その手続は預金債権の払戻を受けた者との間で行うものとします。

12. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

13. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、口座開設申込者が第 15 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 15 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

14. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

15. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第12条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ⑥ 上記①から⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
 - ⑦ 第14条に定める取引の制限等に係る事象が一定期間に渡って解消されない場合
 - ⑧ 当金庫において、この種類の商品を廃止する場合
 - ⑨ その他相当の事由がある場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この取引の停止または解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
 - ① 預金者または代理人が、口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 公然と事実を摘示し、当金庫の名誉を毀損し、または風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、もしくは当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金が、当金庫が定める一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うものとします。
- (5) 前3項より、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳、お届印を持参のうえ、当店にお申出ください。この場合、当金庫は相当期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求める場合があります。

16. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

18. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ① この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ② この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項に基づく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

19. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮し

て、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については、当金庫は請求しないものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

20. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(2022年2月1日現在)

盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約



1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、個人のお客さま（以下「預金者」といいます。）が当金庫に有する預金および定期積金（以下「預金等」といいます。）で、払戻し（解約、書替継続による払戻しならびに当座貸越を利用した借入れを含みます。以下同じ。）の際に、届出の印章により記名押印し、通帳または証書（以下「通帳等」といいます。）を提出する預金等について適用されます。
- (2) この特約は、以下の取扱いを定めるものです。
 - ① 盗取された通帳等を用いて預金等の不正な払戻しが当金庫の本支店の窓口で行われた場合における取扱い
 - ② 本人確認（預金等の払戻しにおける権限の確認をいいます。）に関する取扱い
- (3) この特約は、各種預金規定および定期積金規定（以下「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

2. (盗難通帳等による預金等の不正な払戻し等)

- (1) 盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻し（以下「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息（定期積金の給付補てん金を含みます。以下同じ。）に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意又は重大な過失による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除きます。）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻しが最初に行われた日）から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳等の盗取が、天災、地変、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当金庫が当該預金等について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。
- (6) 当金庫は、① 不正な払戻しを受けた者から預金者が損害賠償または不当利得返還を受けた場合には賠償または返還を受けた額の限度において、② 不正払戻しにより被った損害について本人が請求できる保険金相当額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。
- (7) 当金庫が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金等にかかる払戻し請求権は消滅します。
- (8) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

3. (預金等の払戻しにおける本人確認)

預金等の払戻しにおいて、原規定に定めのある払戻しの手続に加え、当該預金等の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

4. (特約の変更等)

- (1) この特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(2019年9月1日現在)

【重大な過失または過失となりうる場合】

1. (預金者の重大な過失となりうる場合)

預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおり。

- (1) 預金者が他人に通帳を渡した場合
- (2) 預金者が他人に記入・押印済の払戻し請求書、諸届を渡した場合
- (3) その他預金者に(1)および(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
※上記(1)および(2)については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

2. (預金者の過失となりうる場合)

預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおり。

- (1) 通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- (2) 届出印の印影が押印された払戻し請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合
- (3) 印章を通帳とともに保管していた場合
- (4) その他本人に(1)から(3)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以 上
(2019年9月1日現在)

個人のお客さまについては、各預金規定等にかかわらず、次の特約を適用させていただきます。

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するキャッシュカード（以下「カード」といいます。）を窓口にて利用するにあたり特に適用される事項を定めたものです。
- (2) 普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）、および貯蓄預金について発行したカードを保有する個人のお客さま（ただし、個人事業主および当金庫が別途定めた方を除きます。以下「利用者」といいます。）は、当店のほか当金庫本支店の窓口を設置したカード認証が可能な当金庫所定の機器（以下「カード認証端末」といいます。）において、カード認証を第4条に定める取引に利用することができます。

2. (カード認証)

カード認証とは、カード認証端末における取引について、本人であることの確認手段として、カードに登録された手指静脈情報（以下「生体情報」といいます。）またはカード発行口座に登録された暗証番号を用いる当金庫所定の認証方式のことをいいます。

3. (本人確認等)

カード認証による取引に際して、本人認証のための手続は次によるほか、当金庫が定める方法により行うこととします。

- (1) 生体情報が登録された IC カードを使用するときは、当金庫はカード認証端末付属の装置により読み取った本人の生体情報がカードに登録された生体情報と一致すること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを確認します。
- (2) 前項以外のカードを使用するときは、カード認証端末付属の装置により入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを確認します。
- (3) 預金の払戻し等（総合口座や当座貸越を利用した払戻しを含み、以下も同様とします。）にあたっては、当該預金の払戻し等を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻し等を行いません。
- (4) (1)、(2) により一致を確認のうえ取扱いしましたうちは、来店者を預金者本人とし、その取扱いにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預金者は、盗取されたカードを用いて行われた不正な払戻し等の額に相当する金額について、カード規定 1 1. 1 2. により補てんを請求することができます。
- (5) (1)、(2) の取扱いにおいて当金庫所定の回数を超えて一致の確認ができない場合には、カードの利用を停止させていただきます。

4. (取引の種類)

カード認証は同一名義口座における次の取引に利用することができます。

- ① カード発行口座からの預金の払戻し等
- ② カード発行口座と同一名義人の口座からの預金の払戻し等、定期預金の解約・書替、および定期積金の新規契約・解約
- ③ カード発行口座と同一名義人の口座を利用した各種サービスの申込・変更・解約
- ④ 上記①、②に規定する口座にかかる各種届出
- ⑤ その他当金庫が定める取引

5. (利用方法等)

次によるほか、当金庫が定める方法により行うものとします。

- (1) カード認証の対象取引は、所定の申込書、請求書、証書等に記名し、提出してください。
- (2) 生体情報が登録された IC カードを使用する場合は、カード認証端末付属の装置から本人の生体情報を読み取りさせて、暗証番号を入力してください。
- (3) 前項以外のカードを使用するときは、暗証番号を入力してください。

6. (取引内容の確認)

カード認証による取引については通帳への記入、またはさいしんダイレクト等の取引明細の照会により定期的に確認してください。

7. (カード認証取引の停止)

- (1) カード認証取引をご希望されない場合は、当金庫所定の手続により届け出てください。
- (2) 当金庫において利用が不適切と認められた場合には、利用者に通知することなくカード認証による取引を停止することがあります。

8. (障害時等の取扱い)

- (1) カードの損傷等（IC チップ・磁気情報の読み取り不良を含みます。）により、当金庫が必要とする情報の取得ができない場合には、カード認証の取扱いをご利用いただけません。
- (2) 停電・故障等によりカード認証端末による取扱いができない場合には、お取扱いできません。

9. (代理人)

- (1) 代理人による取引は、本人が指定したカード発行口座からの払戻し、または簡易貸金庫の開庫手続きに限定します。
- (2) 代理人のカードの利用についても、この特約を適用します。

10. (特約の適用)

この特約に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、カード規定、生体認証特約、ならびにその他の各預金規定および各サービスに関する規定（これらに付随する特約を含む）または契約書の各条項により取扱います。

11. (特約の変更等)

- (1) この特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上
(2019 年 9 月 1 日現在)